

づれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」と規定している。

これらは、我が国が平和主義及び国際協調主義の立場に立つことを宣明したものであると理解される。

ここで、先にご説明した平和主義以外の箇所の意味をご説明します。「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」における「名誉ある地位を占めたい」とは、「世界各国とともに、また世界各国にさきがけて平和主義に徹底すること」を意味するとされています。日本が自国の防衛や国際紛争の解決のために軍事力を行使することではありません。

また、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」における「われらは、いづれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」とは、かつての戦争で我が国が掲げていた八紘一宇の思想のような「国家の独善主義を排除し、国際協調主義の立場に立つことを明らかにするもの」という意味とされています。自衛隊の海外出動や海外派遣の根拠となるものではありません。

このように、「国際協調主義に基づく積極的平和主義」としてはありますが、憲法の定める国際協調主義は、安倍内閣が安保法制で強行しようとしている自衛隊の軍事力の行使の全面展開を正当化するものには到底なり得ないのです。むしろ、我が国の憲法の国際協調主義は平和主義をその基調とするものであるのであつて、安倍内閣の「積極的平和主義」とはその真逆の理念を現しているのです。

■参 国際テロリズムの防止（略）特別委員会 平成 15 年 10 月 8 日

○吉岡吉典君 ……前文の中で特に、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」云々という前文の、憲法の本によると第三段だと書かれているわけですが、そこについてのいろいろな新しい見解が述べられております。そして、これは国際協調あるいは自衛隊を派遣しての日本の国際協力の根拠とすべき部分であるというようなことも強調

されてきております。

私は憲法をそんなに研究してきたわけではありませんが、しかし、私が憲法に関する本を読んだ限り、それからまた、憲法制定議会のいろいろな速記録を繰り返し読んだ限り、この前文のこの箇所というのは、そういう国際協調あるいは自衛隊派遣による国際協力の根拠になるようなものではなくて、むしろ過去の日本の独善的な国家主義の誤り、これを正して、普遍的な国際道徳に沿って日本が行動すべきものだという原則を示したものだということに私は取りました。こういうふうにとってよろしいでしょうか、長官。

○政府特別補佐人（秋山收君） ただいまの憲法前文第三段の趣旨でございますが、一般には国家の独善主義を排除し、国際協調主義の立場に立つことを明らかにするものであると理解されております。

ただ、今、委員、自衛隊派遣のこととも関連してお尋ねになりましたので一言申し上げますと、このような理念に基づきまして、我が国として他国の支援を行おうとする場合に、自衛隊その他、実力組織を他国に派遣することを当然に要請するところまでは御指摘のとおり言えないと思いますが、他方、他国を支援するに当たりまして、自衛隊の専門的な技術あるいは能力を用いることが必要とされる、その活動の内容が武力の行使に当たるものではない、平和主義の理念に反するようなものでもないときに、我が国としての主体的な意思決定によって、このような支援活動を行うために自衛隊を他国に派遣することを否定する趣旨のものとも考えられないのであります。

【解説】「平和主義の理念に反するようなものでもないときに」とあるように、自衛隊のあらゆる海外での活動は、憲法前文の平和主義の理念に反することは絶対にできないのです。

(4) 平和創造会議設置法構想について

以上にご説明したように、安倍内閣の積極的平和主義は、憲法の平和主義や国際協調主義とも全く矛盾し、かつ、我が国の安全保障の基本方針を大きく変容させる「積極的軍事主義」というべきものであります。

安保法制を撤回させ、違憲の解釈変更と立法行為を行った法的・政治的責任等によって安倍内閣を退陣させた後に、今後、我が国の外交・安全保障政策がどのようにあるべきなのでしょう。その鍵となるのが「平和創造 (Peace Creation)」という理念であると考えています。

「平和」とは、「防衛」、「国防」、「国家安全保障（安全保障）」、「外交」の全て

を包含し通底する概念であり、また、予防外交 preventive diplomacy、平和維持 peace-keeping、平和構築 peace-buildingなどを包含する概念です。つまり、外交や安全保障の目的は、あくまで、平和を維持し平和を守っていくことにあります。防衛という軍事のために外交や安全保障（エネルギー保障なども含む）があるわけではありません。

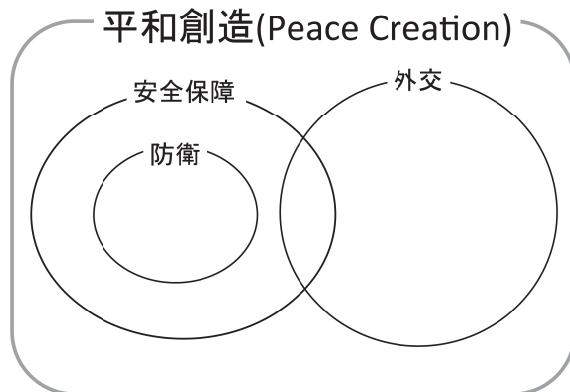
そして、憲法の定める平和主義と国際協調主義の理念を具体化し、それを外交、安全保障政策の上で具現化していくための司令塔的機関である平和創造会議（Peace Creation Conference）を政府に設置するべきであると考えています。平和創造会議は、我が国が憲法の平和主義の具現化のために総力を挙げて取り組むという「積極的平和創造主義」の司令塔であり、この「積極的平和創造主義」こそ、安倍総理の訴える軍事優先の「積極的平和主義」に政治的に対峙する理念であると考えます。

平和憲法を有する我が国にあっては、その平和主義や国際協調主義を具現化するための基本理念、政策の基本方針を定め、国全体で平和創造に取り組んでいく司令塔である平和創造会議（Peace Creation Conference）が、そもそも必要かつ不可欠でありました。解釈改憲と安保法制の闘いの成果として、私たちが、こうした憲法の基本理念を具体化していく社会、国家へと発展できればこれほど素晴らしく価値あることはないと思っています。

※なお、平和創造会議（Peace Creation Conference）は、国家安全保障会議（NSC）の有する機能と役割はそのままに、理念的かつ政策的にそれと整合し得るものです（NSC

は従来と同じ組織・業務を有し、NSC法の改正は不要です）。

※超党派の議員連盟「立憲フォーラム <http://www.rikk-en96.com/>」においては「平和創造基本法案」を提唱し、私の平和創造会議構想の骨格も法案の中に取り入れて頂いています。



【重要解説】集団的自衛権行使容認の「砂川判決論法」を徹底論破する

(1) 砂川判決が集団的自衛権行使を認めているという暴論

5月の衆院特別委員会の初日から、政府側は、解釈改憲の合憲性について、それまでは行うことのなかった新しい主張を展開するようになりました。それは、「最高裁砂川判決において、限定的な集団的自衛権行使が認められている。故に、7.1閣議決定や安保法制は合憲である」という驚くべき「砂川判決論法」です。

この砂川判決論法は、高村正彦自民党副総裁による7.1閣議決定以前からの主張でしたが、特別委員会に入って初めて、安倍内閣もその論法を答弁し始めました。これは、私の参院での「昭和47年政府見解の読み替え」問題の追及の結果、特別委員会での論戦を乗り切るために持ち出したとある良心ある政府関係者から確認しています。

また、6月4日の衆院憲法審査会での憲法学者の「違憲発言」による状況の中で、いっそう強調し始めています。これは、「昭和47年政府見解の読み替え」と「平和主義の切り捨て」の総合問題です。その主張のポイントは、以下のとおりです。

- ・集団的自衛権行使を容認する昭和47年政府見解にある「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置」という論理は、砂川判決（昭和34年12月16日）に示された「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置」という論理と同一の「基本的な論理」である。
- ・砂川判決における「自衛のための措置」とは、個別的自衛権行使も集団的自衛権行使も、ともに含むうる概念である。
- ・従って、他国防衛ではなく自国防衛を目的とする「限定的な集団的自衛権行使」を許容する昭和47年政府見解の「自衛の措置」は、砂川判決の「自衛のための措置」の範囲内のものである。つまり、昭和昭和47年政府見解だけでなく、砂川判決も「限定的な集団的自衛権行使」を容認しており、7.1閣議決定の合憲の根拠となる。
- ・最高裁判決が容認しているのだから、7.1閣議決定と安保法制は憲法違反ではない。